



島根県報

平成18年 3月24日 (金)
号外 第 18 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

規 則

行政権限委任規則の一部を改正する規則

(人 事 課)

公布された条例等のあらまし

行政権限委任規則の一部を改正する規則 (規則第19号)

1 規則の概要

- (1) 平成18年度組織改正に伴う規定の整備
- (2) 知事に属する次の権限を新たに地方機関の長に委任することとした。
 - ア 動物の愛護及び管理に関する法律に基づく次の権限
 - ㊦ 動物取扱業の登録をした旨を申請者に通知すること。
 - ㊧ 動物取扱業の登録を拒否した旨を申請者に通知すること。
 - ㊨ 動物取扱業者登録簿を閲覧に供すること。
 - ㊩ 動物取扱業者に対し、動物の管理の方法等を改善すべきことを勧告すること。
 - ㊪ 動物取扱業者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告すること。
 - ㊫ 動物取扱業者に対し、勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。
 - ㊬ 動物取扱業者に対し、報告を求め、又は立入検査をすること。
 - ㊭ 多数の動物を飼養し、又は保管している者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告すること。
 - ㊮ 多数の動物を飼養し、又は保管している者に対し、勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。
 - ㊯ 多数の動物を飼養し、又は保管している者に対する勧告又は命令に関し、市町村の長に対し、必要な協力を求めること。
 - ㊰ 特定動物飼養者に対し、必要な措置をとるべきことを命ずること。
 - ㊱ 特定動物飼養者に対し、報告を求め、又は立入検査をすること。
 - ㊲ 犬又はねこを引き取るべき場所を指定すること。
 - ㊳ 犬又はねこの引取りに関し、市町村の長に対し、必要な協力を求めること。
 - イ 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則に基づく次の権限
 - ㊦ 動物取扱業の登録の申請者に対し、必要と認める書類の提出を求めること。
 - ㊧ 変更の届出をした動物取扱業者に対し、必要と認める書類の提出を求めること。
 - ㊨ 動物取扱業者に対し、動物取扱責任者研修の開催の日時、場所等を通知すること。
 - ㊩ 特定動物の飼養又は保管の許可の申請者に対し、必要と認める書類の提出を求めること。
 - ㊪ 特定飼養施設の構造及び規模について、観覧者等の安全性が確保されているものとして認めること。
 - ㊫ 特定動物の飼養又は保管に係る変更の許可の申請者に対し、必要と認める書類の提出を求めること。
 - ウ 島根県動物の愛護及び管理に関する条例に基づく次の権限
 - ㊦ 犬又はねこを引き取る日時等を定めること。
 - ㊧ 犬又はねこの引取りを求める理由等を確認すること。
 - ㊨ 犬又はねこの引取りを求める所有者に対し、必要な助言を行うこと。

- ㉔ けい留されていない犬を収容すること。
- ㉕ 収用した動物を引き取るべき旨を飼い主に通知すること。
- ㉖ 飼い主が判明していない動物を収容し、又は引き取った旨を公示し、及び市町村の長に通知すること。
- ㉗ 収容し、又は引き取った犬、ねこその他の動物を処分し、又は譲渡すること。
- ㉘ 保健所での保管が困難となった動物を処分すること。
- ㉙ 薬物を使用して犬の捕獲又は処分を行う旨を住民に対して周知すること。
- ㉚ 薬物を使用して犬の捕獲又は処分を行うに当たって、市町村長、関係機関及び住民に協力を求めること。
- ㉛ 逸走した特定動物を捕獲し、収容し、処分すること。
- ㉜ 動物の飼い主に対し、必要な措置を執るべきことを勧告すること。
- ㉝ 動物の飼い主に対し、必要な措置を執るべきことを命ずること。
- ㉞ 動物の飼い主等に対し、報告を求め、又は立入検査をすること。

エ 大気汚染防止法に基づく次の権限

- ㉟ 揮発性有機化合物排出施設の設置及び揮発性有機化合物排出施設の構造等の変更の届出の受理
- ㊱ 揮発性有機化合物排出施設に係る計画の変更又は廃止の命令
- ㊲ 揮発性有機化合物排出施設に係る改善又は使用の一時停止の命令（行政機関の長との協議を要するものを除く。）

オ 大気汚染防止法施行規則に基づく次の権限

- ㊳ 揮発性有機化合物排出施設の設置等の届出に係る受理書の交付

カ 島根県漁港管理条例に基づく次の権限

- ㊴ 甲種漁港施設の占用等の許可の申請の受理
- ㊵ 甲種漁港施設の占用料の減免の申請の受理

キ 産業技術センターに係る各種法律等に基づく次の権限

- ㊶ 研究開発及び技術支援を行うために必要となる共同研究契約（相手への支払いが生じる場合は、その金額が2,000万円未満の契約に限る。）又は受託研究契約及びこれらの契約を締結するために必要となる秘密保持契約を締結すること。

ク 道路法に基づく次の権限

- ㊷ 道路占用者に対して、原状の回復又は原状に回復することが不適当な場合の措置について必要な指示をすること。
- ㊸ 車両を運転している者に対し、道路の構造又は交通に支障が及ぶのを防止するため必要な措置をすることを命ずること。
- ㊹ 負担金等を納付しない者に対して督促を行うこと。
- ㊺ 負担金等並びに手数料及び延滞金を徴収すること。
- ㊻ 自動車専用道路に区画線を設け、自動車専用道路の通行を禁止し、若しくは制限し、又は自動車専用道路が他の道路に連絡する位置を定めようとするときに公安委員会に協議すること。

ケ 電線共同溝の整備等に関する特別措置法に基づく次の権限

- ㊼ 電線共同溝に係る占用負担金及び管理負担金を徴収すること。

コ 県営住宅条例に基づく次の権限

- 団地の敷地内に駐車している自動車の移動その他の必要な措置を命ずること。

(3) その他所要の改正

2 施行期日

平成18年4月1日から施行することとした。ただし、1の(2)のア、イ（㉔を除く。）及びウについては、

平成18年 6 月 1 日から施行することとした。

規 則

行政権限委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年 3 月24日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第19号

行政権限委任規則の一部を改正する規則

行政権限委任規則（昭和31年島根県規則第14号）の一部を次のように改正する。

別表県立大学の部の前に次のように加える。

支庁

島根県ひとにやさしいまちづくり条例（平成10年島根県条例第25号）

- 1 第14条第 1 項の規定による適合証交付請求書の受理
- 2 第14条第 2 項の規定による適合証の交付
- 3 第17条の規定による新築等の届出の受理
- 4 第18条の規定による指導及び助言
- 5 第19条第 2 項の規定による立入調査

土地改良法（昭和24年法律第195号）

- 1 第89条の 2 第 2 項において準用する第52条第 5 項前段の規定による会議の招集
- 2 第89条の 2 第 6 項の規定による一時利用地の指定並びに従前の土地に係る使用及び収益の停止
- 3 第89条の 2 第 9 項の規定による換地処分のお知らせ
- 4 第113条の 3 第 1 項又は第 2 項の規定による管轄登記所への届出
- 5 第132条第 1 項又は第133条の規定による報告の徴収又は検査

島根県土地改良財産の処分に関する条例（昭和37年島根県条例第 5 号）

- 1 第 5 条の規定により、同条第 2 号及び第 3 号に掲げる場合について承認すること。

地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）

- 1 第16条第 1 項の規定により、地すべり防止区域に関する調査等のため他人の占有する土地等に立ち入り、又は一時使用すること。
- 2 第16条第 2 項において準用する第 6 条第 2 項又は第 6 項の規定により、土地の占有者等への土地の立入り又は一時使用の通知等を行うこと。
- 3 第18条第 1 項の規定により、地すべり防止区域内における行為を許可すること。
- 4 第20条第 2 項の規定により、地すべり防止区域内における行為の協議を行うこと。
- 5 第21条第 1 項の規定により、許可の取消し等必要な処分を命ずること。
- 6 第22条第 1 項の規定により、地すべり防止施設に関する報告若しくは資料の提出を求め、又は立入検査を行うこと。
- 7 第23条第 1 項又は第 2 項の規定により、地すべり防止施策の改良等必要な措置を命ずること。
- 8 第25条の規定により、危険切迫時に居住者に対し立退きを指示し、及び管轄警察署長へ通知すること。

海岸法（昭和31年法律第101号）

- 1 第 7 条第 1 項の規定により、海岸保全区域の占用を許可（許可期間の更新の許可を含む。第11号において同じ。）すること。
- 2 第 8 条第 1 項の規定により、同項各号に掲げる行為を許可すること。

- 3 第10条第2項(第37条の8において準用する場合を含む。)及び第13条第2項の規定により、国等からの協議を受けること。
- 4 第12条第1項又は第2項の規定により、第1号及び第2号の許可の取消し等の監督処分をすること。
- 5 第13条第1項の規定により、工事の設計及び実施計画について承認すること。
- 6 第15条の規定により、兼用工作物(道路を兼ねる堤防に限る。第10号において同じ。)の工事等について協議すること。
- 7 第16条第1項の規定により、工事原因者に工事の施行等をさせること。
- 8 第18条第1項、第2項又は第5項の規定(第37条の8において準用する場合を含む。)により、海岸保全区域に関する調査等のための他人の占有する土地等への立入り又は他人の土地の一時使用の通知等をすること。
- 9 第20条第1項の規定により、海岸管理者以外の海岸保全施設の管理者に対し報告等を求め、又は当該海岸保全施設の立入検査を命ずること。
- 10 第30条の規定により、兼用工作物の管理に要する費用の負担について他の工作物の管理者と協議して定めること。
- 11 第37条の4の規定により、一般公共海岸区域の占用の許可を行うこと。
- 12 第37条の5の規定により、同条各号に掲げる行為を許可すること。
- 13 第37条の8において準用する第12条第1項又は第2項の規定により、前2号の許可の取消し等の監督処分をすること。
- 14 第38条の2第1項の規定により、第1号、第2号、第11号及び第12号の許可に条件を付すること。
島根県海岸占用料等徴収条例(平成12年島根県条例第27号)
 - 1 第3条の規定により、占用料等の全部又は一部を免除すること。
 - 2 第4条ただし書の規定により、占用料等の全部又は一部を還付すること。
海岸保全区域の占用等に関する規則(昭和34年島根県規則第10号)
 - 1 第5条の規定により、海岸保全区域又は一般公共海岸区域の占用又は行為の許可を受けた者に対し、許可事項の変更について許可すること。
 - 2 第6条の規定により、占用者の氏名、名称、住所の変更等の届出を受理すること。
 - 3 第7条の規定により、工事の着手、しゅん工等の届出を受理すること。
森林法(昭和26年法律第249号)
 - 1 第34条第8項の規定による立木を伐採した旨の届出の受理
 - 2 第34条第9項の規定による届出の受理
 - 3 第34条第10項の規定による伐採した立木の属する市町村長への通知
 - 4 第34条の2第1項の規定による届出の受理
 - 5 第34条の2第4項(第34条の3第2項において準用する場合を含む。)の規定による市町村長への通知
 - 6 第34条の3第1項の規定による届出の受理
森林法施行規則(昭和26年農林省令第54号)
 - 1 第22条の8第2項の規定による届出の受理
漁業法(昭和24年法律第267号)
 - 1 第35条の規定による休業の届出の受理
島根県漁業調整規則(昭和40年島根県規則第53号)
 - 1 第54条の規定による漁場又は漁具の標識の設置に係る届出の受理
島根県内水面漁業調整規則(昭和39年島根県規則第72号)
 - 1 第40条の規定による漁場の標識の設置に係る届出の受理
国有財産法(昭和23年法律第73号)
 - 1 第8条第2項の規定により、農林水産省及び国土交通省所管の国有財産(以下この項において「国有財産」という。)のうち普通財産を管理すること。

- 2 第31条の2第1項の規定による国有財産の調査又は測量を行うための他人の占有する土地への立入り
- 3 第31条の2第2項の規定による他人の占有する土地に立ち入ろうとする場合においてあらかじめ行う当該土地の占有者への通知
- 4 第31条の3第1項の規定による国有財産の隣接地の所有者に対し、立会場所、期日その他必要な事項を通知して行う境界を確定するための協議
- 5 第31条の3第3項の規定による確定された境界に係る書面の作成
- 6 第31条の4第1項の規定による国有財産の隣接地の所有者が立会いに応じない場合において、当該隣接地の所在する市町村の職員の立会いを求めて行う境界を定めるための調査
島根県漁港管理条例（昭和34年島根県条例第26号）
- 1 第3条第2項の規定による甲種漁港施設の滅失等の届出の受理
- 2 第4条第1項の規定による工作物の新築等の承認の申請書の受理
- 3 第7条第2項の規定による危険物等の荷役許可の申請書の受理
- 4 第11条の規定による甲種漁業施設の利用の届出の受理
- 5 第12条第1項の規定による甲種漁港施設の占用等の許可の申請書の受理
- 6 第13条第4項の規定による甲種漁港施設の占用料の減免の申請書の受理
- 7 第15条第1項の規定による入出港の届出の受理
- 8 第15条第2項の規定による漁港入出港状況報告書の受理
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）
- 1 第43条第1項の規定により、立入検査をすること。
租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）
- 1 第15条第2項に規定する証明（所管事業に係るものに限る。）
島根県法定外公共用財産占用料等徴収条例（平成12年島根県条例第26号）
- 1 第4条の規定により、占用料等の全部又は一部を減免すること（支庁長の権限に属するものに限る。）。
島根県法定外公共用財産の占用等に関する規則（昭和39年島根県規則第27号）
- 1 第3条の規定により、法定外公共用財産の使用及び収益（国土交通大臣の承認を要するものを除く。）の許可をすること。
- 2 第6条の規定により、法定外公共用財産の占用期間の更新を許可すること。
- 3 第7条の規定により、第3条又は第6条の許可事項の変更を許可すること。
- 4 第8条第1項ただし書又は第2項の規定により、第3条又は第6条の許可に係る権利の譲渡等又は許可を受けた者の地位の承継を許可すること。
- 5 第9条の規定により、第3条、第6条、第7条又は第8条第1項の規定により許可を受けた行為の廃止の届出を受理すること。
- 6 第10条の規定により、許可の取消し等をし、又は行為の中止等の措置を命ずること（支庁長の権限に属するものに限る。）。
- 7 第11条第2項の規定により、法定外公共用財産の原状回復等について指示すること。
道路法（昭和27年法律第180号）
- 1 第20条第1項の規定により、兼用工作物（堤防に限る。第21号において同じ。）の管理について協議すること。
- 2 第22条第1項の規定により、道路を損傷し、又は汚損した行為により必要を生じた道路に関する工事又は道路の維持を当該行為者に施行させること。
- 3 第24条の規定により、次に掲げる道路に関する工事の設計及び実施計画について承認すること。
ア 地下埋設管の類を設ける場合
イ 法面を埋め立てる場合
ウ 法面を切り取る場合

- エ 通路を設ける場合
- オ 道路に他の道路を交差させ、又は接続させる場合
- 4 第32条第1項(第91条第2項において準用する場合を含む。)の規定により、次に掲げる場合の道路の占用を許可すること。
- ア 道路に次に掲げる工作物、物件又は施設を設ける場合
- ㍑ 電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物
 - ㍒ 水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件(外径が25センチメートル以上で道路の上空に設置するもの及び圧力が20キログラム毎平方センチメートル以上の高圧ガス管を除く。)
 - ㍓ 索道及びその保安施設
 - ㍔ 歩廊、雪よけその他これらに類する施設
 - ㍕ 通路、浄化槽その他これらに類する施設(地下街及び地下室を除く。)
 - ㍖ 露店、商品置場その他これらに類する施設
 - ㍗ 看板、標識、旗ざお、パーキング・メーター、幕及びアーチ
 - ㍘ 工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設
 - ㍙ 土石、竹木、瓦その他の工事用材料
 - ㍚ 高架の道路の路面下に設ける事務所、店舗、倉庫、住宅、自動車駐車場、広場、公園、運動場その他これらに類する施設
- イ アに掲げる場合以外の場合
- ㍛ 占用の期間が1月に満たないとき。
 - ㍜ 島根県道路管理規則(昭和53年島根県規則第10号)第5条第2項の規定により、道路の占用の許可を更新するものであるとき。
- 5 第32条第3項(第91条第2項において準用する場合を含む。)の規定により、許可事項の変更の許可をすること(前号に掲げる場合以外のものにあつては、軽易な変更に限る。)
- 6 第32条第5項(第91条第2項において準用する場合を含む。)の規定により、道路の占用の許可について管轄警察署長に協議すること。
- 7 第34条(第91条第2項において準用する場合を含む。)の規定により、第32条第1項及び第3項の許可に必要な条件を付すること(支庁長の権限に属するものに限る。第27号において同じ。)
- 8 第35条(第91条第2項において準用する場合を含む。)の規定により、第4号及び第5号に規定する場合において国等の行う道路の占用についての協議を受けること。
- 9 第40条第2項の規定により、道路占用者に対して、道路の原状の回復又は道路を原状に回復することが不適當な場合の措置について必要な指示をすること。
- 10 第43条の2の規定により、車両を運転している者に対し、道路の構造又は交通に支障が及ぶのを防止するため必要な措置をすることを命ずること。
- 11 第44条の2第1項(第91条第2項において準用する場合を含む。)の規定により、違法放置物件を除去すること。
- 12 第44条の2第2項(第91条第2項において準用する場合を含む。)の規定により、違法放置物件を保管すること。
- 13 第44条の2第3項(第91条第2項において準用する場合を含む。)の規定により、違法放置物件の返還のための公示を行うこと。
- 14 第44条の2第4項(第91条第2項において準用する場合を含む。)の規定により、違法放置物件を売却し、売却代金を保管すること。
- 15 第44条の2第5項(第91条第2項において準用する場合を含む。)の規定により、違法放置物件を廃棄すること。
- 16 第46条第1項の規定により、道路の通行を禁止し、又は制限すること。
- 17 第47条第3項の規定により、トンネル、橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路について、安全であると認められる限度を超える車両の通行を禁止し、又は制限すること。

- 18 第47条の2第1項の規定により、第47条第1項の政令で定める最高限度又は同条第3項に規定する限度を超える車両の通行を許可すること。
- 19 第47条の3第1項の規定により、車両の通行の中止等に関する措置を命ずること。
- 20 第47条の4の規定により、道路の通行を禁止し、又は制限しようとする場合に、道路標識を設置すること。
- 21 第55条第1項の規定により、兼用工作物の管理に関する費用の負担について協議すること。
- 22 第58条第1項の規定により、道路を損傷し、又は汚損した行為を行った者に対して道路に関する工事又は道路の維持の費用を負担させること。
- 23 第67条の2第1項の規定により、車両を移動すること。
- 24 第67条の2第2項の規定により、管轄警察署長の意見を聴くこと。
- 25 第67条の2第3項の規定により、車両を保管すること。
- 26 第67条の2第4項の規定により、車両を返還するために必要な措置を講ずること。
- 27 第67条の2第5項の規定により、車両を移動すること。
- 28 第71条第1項又は第2項(第91条第2項において準用する場合を含む。)の規定により、許可若しくは承認を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更すること(支庁長の権限に属するものに限る。)又は行為若しくは工事の中止、道路に存する工作物その他の物件の改築、移転、除去若しくは当該工作物その他の物件により生ずべき損害を予防するために必要な施設をすること若しくは道路を原状に回復することを命ずること。
- 29 第73条第1項の規定により、負担金等を納付しない者に対して督促を行うこと。
- 30 第73条第3項の規定により、負担金等並びに手数料及び延滞金を徴収すること。
- 31 第87条第1項の規定により、第3号及び第4号に掲げる場合の承認又は許可に必要な条件を付すること。
- 32 第95条の2第1項の規定により、道路に区画線を設け、道路の通行を禁止し、若しくは制限し、又は横断歩道橋を設け、若しくは道路の交差部分及びその付近の道路の部分の改築を行おうとするときに公安委員会の意見を聴き、並びに道路の通行の禁止又は制限の内容及び理由を通知すること。
- 33 第95条の2第2項の規定により、第45条第1項の規定により自動車専用道路に区画線を設け、第46条第1項の規定により自動車専用道路の通行を禁止し、若しくは制限し、又は自動車専用道路が他の道路に連絡する位置を定めようとするときに公安委員会に協議すること。

島根県道路占用料徴収条例(昭和28年島根県条例第18号)

- 1 第3条第1項の規定により、占用料の減免をすること(支庁長の権限に属するものに限る。)
- 2 第5条第1項ただし書の規定により、占用料を還付すること。

島根県道路管理規則

- 1 第2条第2項の規定により、道路工事の変更の承認をすること(支庁長の権限に属するもの及び軽易な変更に係るものに限る。)
- 2 第3条第1項又は第8条第1項(第14条において準用する場合を含む。)の規定により、承認(占用)工事着手届を受領し、必要な指示を与えること。
- 3 第3条第2項又は第8条第2項(第14条において準用する場合を含む。)の規定により、承認(占用)工事完了届を受領し、検査を行うこと。
- 4 第4条又は第9条(第14条において準用する場合を含む。)の規定により、道路工事承認(道路占用許可)標識の表示を指示すること。
- 5 第5条第3項(第14条において準用する場合を含む。)の規定により、道路占用工事計画書を受領すること(支庁長の権限に属するものに限る。)
- 6 第7条の規定により、道路占用料還付申請書を受領すること。
- 7 第11条(第14条において準用する場合を含む。)の規定により、道路の占用の権利譲渡を承認すること。
- 8 第12条第1項(第14条において準用する場合を含む。)の規定により、道路占用廃止届を受領すること。
- 9 第12条第2項(第14条において準用する場合を含む。)の規定により、道路原状回復届を受領し、検査を行うこと。

と。

10 第13条第1項(第14条において準用する場合を含む。)の規定により、変更届及び道路維持届を受理すること。
道路交通法(昭和35年法律第105号)

1 第79条の規定により、所轄警察署長の行う道路の使用許可に関して協議を受けること。

2 第80条第1項の規定により、道路の維持、修繕その他の管理のため工事又は作業を行おうとするときに所轄警察署長に協議すること。

3 第110条の2第3項の規定により、道路標識等による交通規制について公安委員会に対し意見を述べ、及び交通の規制に係る事項の通知を受けること。

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成7年法律第39号)

1 第10条の規定により、占用予定者に電線共同溝の占用の許可をすること。

2 第11条第1項の規定により、占用予定者であった者以外の者に電線共同溝の占用の許可をすること。

3 第12条第1項の規定により、電線共同溝の占用に係る変更の許可をすること。

4 第15条第1項の規定により、電線共同溝の占用に係る権利の譲渡について承認すること。

5 第16条第2項の規定により、工事の中止又は電線の構造等の基準の遵守について必要な措置を講ずべきことを命ずること。

6 第17条第1項の規定により、電線の改造、移転又は除却その他必要な措置を講ずべきことを命ずること。

7 第20条第2項の規定により、原状回復について必要な指示をすること。

8 第21条の規定により、国の行う電線共同溝の占用又は占用に係る権利の譲渡について協議を受けること。

9 第25条において準用する道路法第73条の規定による第7条第1項(第8条第3項において準用する場合を含む。)、第13条第1項又は第19条の規定に基づく負担金を徴収すること。

10 第26条の規定により、占用の許可若しくは承認を取り消し、その内容を変更し、その効力を停止し、又は占用予定者の地位を取り消すこと。

河川法(昭和39年法律第167号)

1 第16条の3第1項の規定により、市町村長の行う河川工事等について協議を受けること。

2 第17条第1項の規定により、兼用工作物(道路を兼ねる堤防に限る。第19号において同じ。)の工事等について協議を受けること。

3 第18条の規定により、工事原因者に工事の施行等を行わせること。

4 第20条の規定により、河川管理者以外の者の行う河川工事等について承認すること(国土交通大臣の認可若しくは承認又は国土交通省河川局長の承認を要するもの、流水占用の許可を伴うもの及びダムに係るものを除く。第6号から第9号まで及び第15号から第18号までにおいて同じ。)

5 第22条第1項又は第2項の規定により、洪水、高潮等による危険が切迫した場合において緊急措置をとること。

6 第24条の規定により、土地の占用を許可すること(許可期間の更新を許可することを含む。)

7 第25条の規定により、土石等の採取を許可すること。

8 第26条第1項の規定により、工作物の新築等を許可すること。

9 第27条第1項の規定により、土地の掘削等を許可すること。

10 第30条第1項又は第2項の規定により、工作物(ダムを除く。)の工事の完成検査をし、又は工事の完成前における当該工作物の一部使用を承認すること。

11 第31条第1項の規定により、第26条の許可に係る工作物(流水の占用を伴うものを除く。次号において同じ。)の用途廃止の届出を受理すること。

12 第31条第2項の規定により、第26条の許可に係る工作物の除去等を命ずること。

13 第33条第3項(第55条第2項、第57条第3項、第58条の4第2項及び第58条の6第3項において準用する場合を含む。)の規定により、第23条から第27条までの許可を受けた者の一般承継人からその地位を承継した旨の届出を受理すること(支庁長の権限に属するものに限る。次号において同じ。)

- 14 第34条第 1 項の規定により、第23条から第25条までの許可に基づく権利の譲渡を承認すること。
- 15 第55条第 1 項の規定により、河川保全区域内における同項各号のいずれかに掲げる行為を許可すること。
- 16 第57条第 1 項の規定により、河川予定地における同項各号のいずれかに掲げる行為を許可すること。
- 17 第58条の 4 第 1 項の規定により、河川保全立体区域内における同項各号のいずれかに掲げる行為を許可すること。
- 18 第58条の 6 第 1 項の規定により、河川予定立体区域内における同項各号のいずれかに掲げる行為を許可すること。
- 19 第66条の規定により、兼用工作物の管理に要する費用の負担について他の工作物の管理者と協議して定めること。
- 20 第75条第 1 項又は第 2 項の規定により、第 4 号、第10号及び第14号の承認並びに第 6 号から第 9 号まで及び第15号から第18号までの許可の取消し等の監督処分をすること。
- 21 第78条第 1 項の規定により、許可又は承認を受けた者から河川管理上必要な報告を徴し、又は職員に工事その他の行為に係る場所に立ち入らせ、工事その他の行為の状況等进行检查させること（緊急を要する場合に限る。）。
- 22 第89条第 1 項から第 3 項まで又は第 6 項の規定により、調査、工事等のための立入り等を行うこと。
- 23 第90条第 1 項の規定により、第 4 号、第 6 号から第10号まで及び第14号から第18号までの承認若しくは許可又は次号の回答に必要な条件を付すること。
- 24 第95条の規定により、第 4 号、第 6 号から第10号まで及び第14号から第18号までに係る事項について国からの協議を受けること。
- 25 第99条の規定により、河川管理施設の維持又は操作その他これに類する河川の管理に属する事項を関係地方公共団体に委託すること。

河川附帯工事の費用負担に関する事務取扱規則（昭和40年建設省令第20号）

- 1 第 2 条の規定により、工作物の管理者に附帯工事の施行の通知をすること。
- 2 第 4 条第 1 項の規定により、附帯工事の施行に関する計画を定め、これを工作物の管理者に通知すること。
- 3 第 4 条第 3 項の規定により、附帯工事に要する費用の負担について工作物の管理者と協定を結ぶこと。
- 4 第 8 条の規定により、工作物の引継ぎをすること。

島根県流水占用料等徴収条例（平成12年島根県条例第28号）

- 1 第 3 条第 2 項の規定により、流水占用料等の全部又は一部を免除すること（支庁長の権限に属するものに限る。次号において同じ。）。
- 2 第 4 条ただし書の規定により、流水占用料等の全部又は一部を還付すること。

砂利採取法（昭和43年法律第74号）

- 1 第16条の規定により、砂利採取計画を認可すること（第43条の規定による国等からの協議を受けることを含む。次号において同じ。）。
- 2 第20条第 1 項の規定により、第16条の認可に係る採取計画の変更を認可すること。
- 3 第20条第 2 項の規定により、第16条の認可を受けた砂利採取業者からの当該認可に係る採取計画について第20条第 1 項ただし書の経済産業省令、国土交通省令で定める軽微な変更をする旨の届出を受理すること。
- 4 第20条第 3 項の規定により、第16条の認可を受けた砂利採取業者からの第18条第 1 項第 1 号の事項又は同条第 2 項の書類に変更があった旨の届出を受けること。
- 5 第22条の規定により、第16条の認可に係る採取計画に基づいて行われている砂利の採取が第19条に規定する要件に該当することとなり、又は該当することとなるおそれがあると認める場合においては当該認可を受けた砂利採取業者に対し、当該認可に係る採取計画を変更すべきことを命ずること。
- 6 第23条第 1 項の規定により、砂利採取業者に対し砂利の採取に伴う災害の防止のための必要な措置をとるべきこと又は砂利の採取を停止すべきことを命ずること。
- 7 第23条第 2 項の規定により、第 3 条の規定に違反して砂利採取業を行った者又は第16条若しくは第21条の規定に違反して砂利の採取を行った者に対し、採取跡の埋めもどしその他砂利の採取に伴う災害の防止のための必要な措置をとるべきことを命ずること。
- 8 第24条の規定により、第16条の認可を受けた砂利採取業者からの砂利の採取を廃止した旨の届出を受理すること。

- 9 第26条の規定により、第16条の認可を受けた砂利採取業者に対し、当該認可を取り消し、又は6月以内の期間を定めて当該認可に係る砂利採取場における砂利の採取の停止を命ずること。
- 10 第31条第1項の規定により、第1号及び第2号の認可に条件を付すること。
- 11 第33条の規定により、砂利採取業者に対し、その業務に関し報告をさせること。
- 12 第34条第2項又は第3項の規定により、職員に、砂利の採取を業として行う者の事務所、砂利採取場その他その業務を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は質問させること。
- 13 第36条第3項の規定により、認可の申請等があった旨及び認可等の処分をした旨を関係市町村長へ通報すること。
- 14 第37条第2項の規定により、市町村長からの災害防止に関する要請に基づき必要な調査及び措置をすること。
- 15 第38条第1項の規定により、第26条の規定による命令をしようとするときに、聴聞を行うこと。

採石法（昭和25年法律第291号）

- 1 第33条の規定により、採取計画を認可すること（第42条の2の規定による国等からの協議を受けることを含む。次号において同じ。）。
- 2 第33条の5第1項の規定により、第33条の認可に係る採取計画の変更を認可すること。
- 3 第33条の5第2項の規定により、第33条の認可を受けた採石業者からの当該認可に係る採取計画について第33条の5第1項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更をする旨の届出を受理すること。
- 4 第33条の5第4項の規定により、第33条の認可を受けた採石業者からの第33条の3第1項第1号又は第2号の事項に変更があった旨の届出を受理すること。
- 5 第33条の6の規定により、第33条の認可又は第33条の5第1項の規定による変更の認可に係る処分をする場合に、関係市町村長の意見を聴くとともに、これらの処分をしたときに、その旨を当該関係市町村長に通報すること。
- 6 第33条の7の規定により、第33条の認可又は第33条の5第1項の規定による変更の認可に条件を付すること。
- 7 第33条の9の規定により、第33条の認可に係る採取計画に基づいて行われている岩石の採取が第33条の4に規定する要件に該当することになると認める場合は、当該認可を受けた採石業者に対し、当該認可に係る採取計画を変更すべきことを命ずること。
- 8 第33条の10の規定により、第33条の認可を受けた採石業者からの岩石の採取を引き続き6月以上休止しようとする旨又は当該岩石の採取を廃止した旨の届出を受理すること。
- 9 第33条の12の規定により、第33条の認可を受けた採石業者に対し、当該認可を取り消し、又は6月以内の期間を定めて当該認可に係る岩石採取場における岩石の採取の停止を命ずること。
- 10 第33条の13第1項の規定により、採石業者に対し岩石の採取に伴う災害の防止のための必要な措置をとるべきこと又は岩石の採取を停止すべきことを命ずること。
- 11 第33条の13第2項の規定により、第32条の規定に違反して採石業を行った者又は第33条若しくは第33条の8の規定に違反して岩石の採取を行った者に対し、採取跡の崩壊防止施設の設置その他岩石の採取に伴う災害の防止のための必要な措置をとるべきことを命ずること。
- 12 第33条の14第2項の規定により、市町村長からの災害防止に関する要請に基づき必要な調査及び措置をすること。
- 13 第33条の17の規定により、岩石採取場において岩石の採取を行ったことにより生ずる災害を防止するため必要な設備をすることを命ずること。
- 14 第34条の4第1項の規定により、第33条の12の規定による命令をしようとするときに、聴聞を行うこと。
- 15 第42条第1項の規定により、採石業者からその業務の状況に関する報告を徴し、又は職員にその岩石採取場若しくは事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類を検査させること。

港湾法（昭和25年法律第218号）

- 1 第34条において準用する第12条第1項第5号の規定により、けい留施設を利用する船舶に対し必要な規制を行うこと。
- 2 第34条において準用する第12条第1項第5号の2の規定により、出入港船舶から届出を受理すること。
- 3 第37条第1項の規定により、港湾区域等の区域内における同項各号のいずれかに掲げる行為（第46条又は補助金等

に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条に該当するものを除く。）を許可すること。

- 4 第37条第3項の規定により、国等からの協議を受けること（支庁長の権限に属するものに限る。）。
- 5 第38条の2第1項の規定により、臨港地区内において同項各号に掲げる行為について届出を受理すること。
- 6 第38条の2第4項の規定により、届出事項の変更の届出を受理すること。
- 7 第38条の2第9項の規定により、国等からの通知を受理すること。
- 8 第56条第1項の規定により、指定水域内において、水域施設、外かく施設若しくはけい留施設を建設し、その他水域の一部を占用し、又は土砂を採取することを許可すること。
- 9 第56条の3第1項の規定により、水域において水域施設等を建設し、又は改良しようとする者からの届出を受理すること。
- 10 第56条の3第3項の規定により、国等からの通知を受理すること。

島根県港湾施設条例（昭和39年島根県条例第24号）

- 1 第3条第1項の規定により、港湾施設の利用を許可すること（港湾法第46条又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条に該当するもの及び国土交通省港湾局長との協議を要するものを除く。次号において同じ。）。
- 2 第3条第3項の規定により、同条第1項の許可に条件を付すること。
- 3 第5条第2項の規定により、使用料を減免すること（支庁長の権限に属するものに限る。）。
- 4 第8条の規定により、港湾施設の利用許可を取り消し、又は条件を変更すること。

島根県港湾施設条例施行規則（昭和39年島根県規則第30号）

- 1 第2条第1項又は第2項の規定により、許可申請書を受理すること。
- 2 第2条第4項の規定により、変更許可申請書を受理すること。
- 3 第5条の規定により、着手又は完成の届出を受理すること。

港湾区域及び港湾隣接地域に係る占用料等に関する条例（平成12年島根県条例第29号）

- 1 第3条の規定により、占用料等の全部又は一部を免除すること（支庁長の権限に属するものに限る。次号において同じ。）。
- 2 第4条ただし書の規定により、占用料等の全部又は一部を還付すること。

港湾区域及び港湾隣接地域内の占用等に関する規則（昭和40年島根県規則第18号）

- 1 第4条の規定により、許可申請書を受理すること。
- 2 第5条の規定により、変更許可申請書を受理すること。
- 3 第6条の規定により、氏名、名称及び住所の変更等の届出を受理すること。
- 4 第7条第2項の規定により、更新許可申請書を受理すること。

砂防法（明治30年法律第29号）

- 1 第22条の規定により、砂防工事のため必要な土石、砂れき、芝草等の供給を受けること。
- 2 第22条ただし書の規定により、補償金を供託すること。
- 3 第23条第1項の規定により、指定土地等に立ち入り、又はこれらの土地を材料置場等に使用し、又は障害物を除去すること。

砂防法施行規程（明治30年勅令第382号）

- 1 第6条の規定により、土石等を供給させる場合に供給物件の種類等をその所有者又は市町村長に通知すること。
- 2 第7条の規定により、土地を材料置場等に供しようとする場合にその場所又は障害物を所有者又は市町村長に通知すること。
- 3 第8条の規定により、砂防工事の施行について土地の所有者又は市町村長に通知すること。

島根県砂防指定地管理条例（平成15年島根県条例第32号）

- 1 第4条第1項の規定により、砂防指定地における行為を許可すること（砂防指定地の解除又は砂防設備の公用廃止

を伴うものを除く。第3号、第4号、第7号及び第10号から第12号までにおいて同じ。)。

- 2 第4条第3項の規定により、許可に条件を付すること。
- 3 第5条第1項の規定により、砂防設備の占用を許可すること。
- 4 第6条の規定により、砂防指定地における行為の協議に同意すること。
- 5 第7条第1項の規定により、許可の期間を定めること。
- 6 第7条第2項の規定により、許可の更新の許可をすること。
- 7 第8条第1項の規定により、許可内容の変更の許可をすること。
- 8 第9条の規定により、着手、完了、中止及び廃止の届出並びに住所、氏名等の変更の届出を受理すること。
- 9 第10条第2項の規定により、地位の承継の届出を受理すること。
- 10 第11条の規定により、地位の譲渡を許可すること。
- 11 第12条の規定により、許可の取消し等必要な措置をとること又は原状回復を命ずること。
- 12 第13条ただし書の規定により、原状に回復することが不適当であると認めること。

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）

- 1 第5条第1項の規定により、他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を材料置場若しくは作業場として一時使用をし、同条第2項本文（第17条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、土地の占有者へその旨を通知すること。
- 2 第5条第6項（第17条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、土地の占有者へ一時使用の通知をしてその意見を聴くこと。
- 3 第7条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域内における行為（同項第2号に係るものを除く。）を許可すること。
- 4 第7条第3項の規定により、同条第1項に掲げる行為に着手している旨の届出を受理すること（支庁長の権限に属するものに限る。次号及び第6号において同じ。）。
- 5 第7条第4項の規定により、同条第1項に掲げる行為の協議を受けること。
- 6 第8条第1項の規定により、許可の取消し等必要な措置を命ずること。
- 7 第9条第3項の規定により、土地の所有者等に対して必要な措置を勧告すること。
- 8 第11条第1項の規定により、立入検査を行うこと。
- 9 第17条第1項の規定により、他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を材料置場若しくは作業場として一時使用をすること。
- 10 第26条の規定により、土地の所有者等に対し必要な報告を求めること。

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則（昭和44年島根県規則第70号）

- 1 第4条の規定により、許可事項の変更を許可すること（支庁長の権限に属するものに限る。）。

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）

- 1 第5条第1項の規定により、基礎調査のために他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を作業場として一時使用すること。
- 2 第9条第1項の規定による特別警戒区域内における特定開発行為の許可の申請について、第15条第1項（第16条第4項において準用する場合を含む。）の規定により、許可又は不許可の処分をし、第15条第2項の規定により通知すること。
- 3 第12条（第16条第4項において準用する場合を含む。）の規定により、許可に条件を付すること。
- 4 第13条第1項の規定により、特定開発行為に着手している旨の届出を受理すること。
- 5 第13条第2項の規定により、届出をした者に対して必要な助言又は勧告をすること。
- 6 第14条（第16条第4項において準用する場合を含む。）の規定により、国等からの協議を受けること。
- 7 第16条第1項又は第3項の規定により、変更許可をし、又は変更の届出を受理すること。
- 8 第17条第1項又は第2項の規定により、工事の完了届を受理し、完了検査をし、及び検査済証を交付すること。

- 9 第19条の規定による対策工事等の廃止届を受理すること。
- 10 第20条第1項の規定により、許可の取消し等必要な措置を命じ、同条第3項の規定により、標識の設置等によりその旨を公示すること。
- 11 第21条第1項の規定により、立入検査をすること。
- 12 第22条の規定により、土地及び対策工事等の状況について報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な助言若しくは勧告をすること。
- 13 第25条第1項の規定により、建築物の所有者、管理者又は占有者に対し、建築物の移転その他必要な措置をとることを勧告すること。

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）

- 1 第9条第1項の規定により、国の負担金の交付を受ける市町村に対し、災害復旧事業に関して必要な検査をし、報告を求め、又は必要な指示をすること。

島根県市町村公共土木施設災害復旧事業事務取扱規則（昭和44年島根県規則第22号）

- 1 第5条の規定により、実施設計及び変更設計を承認すること。
- 2 第6条第1項の規定により、工事着手報告書を受理すること。
- 3 第6条第2項の規定により、工事変更報告書を受理すること。
- 4 第7条の規定により、工事竣工報告書を受理すること。
- 5 第11条の規定により、実施設計又は変更に係る申請を承認すること。

都市計画法（昭和43年法律第100号）

- 1 第29条第1項又は第2項の規定により、開発行為（開発審査会の議を経るものを除く。）の許可をすること。
- 2 第34条第9号の規定による届出書を受理すること。
- 3 第35条の2第1項又は第3項の規定により、変更許可をし、又は変更の届出を受理すること。
- 4 第36条第1項又は第2項の規定により、開発行為に関する工事の完了届を受理し、完了検査をし、及び完了検査済証を交付すること。
- 5 第37条の規定により、工事完了公告前の建築物の建築等の着工の承認をすること。
- 6 第38条の規定による開発行為に関する工事の廃止届を受理すること。
- 7 第41条第2項ただし書の規定により、建築物の建築を許可すること。
- 8 第42条第1項ただし書の規定により、予定建築物以外の建築物の新築等の許可をすること。
- 9 第43条第1項の規定により、開発許可を受けた区域以外の区域における建築物の新築等（開発審査会の議を経るものを除く。）を許可すること。
- 10 第45条の規定により、開発許可に基づく地位の承継を承認すること。
- 11 第46条の規定により、開発登録簿を調製し保管すること。
- 12 第47条第5項の規定により、開発登録簿の写しを交付すること。
- 13 第53条第1項の規定により、都市計画施設の区域市街地開発事業の施行区域内における建築を許可すること。
- 14 第80条第1項の規定により、許可又は承認を受けた者に対して報告若しくは資料の提出を要求し、又は勧告若しくは助言をすること。
- 15 第82条第1項の規定により、土地の立入り又は工事の状況の検査をすること。

都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）

- 1 第60条の規定により、その計画が都市計画法第29条、第35条の2、第41条から第43条まで又は第53条の規定に適合していることを証明すること。

島根県都市計画法施行細則（昭和46年島根県規則第22号）

- 1 第18条の規定により、地位承継届出書を受理すること。

租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務に関する規則（昭和49年島根県規則第36号）

- 1 第3条及び第5条の規定による認定をすること。

- 2 第4条第1項の規定により、認定書を交付すること。
- 3 第4条第2項の規定による通知をすること。
- 4 第6条第2項、第9条及び第10条第2項の規定により、証明書を交付すること。
- 5 第7条及び第8条の規定による届出書を受理すること。

租税特別措置法に基づく優良住宅認定事務に関する規則（昭和49年島根県規則第53号）

- 1 第4条の規定による認定をすること。
 - 2 第5条第1項の規定により、認定済証を交付すること。
 - 3 第5条第2項の規定による通知をすること。
- 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）
- 1 第76条第1項から第3項までの規定により、土地区画整理事業施行地区内において建築行為等の許可等をすること。

島根県営住宅条例（昭和34年島根県条例第49号）

- 1 第64条第2項の規定により、駐車している自動車の移動その他必要な措置を命ずること。
- 土地収用法（昭和26年法律第219号）
- 1 第36条第1項及び第2項の規定により、土地調査及び物件調査を作成し、これに署名押印すること。
 - 2 第36条の2第2項の規定により、収用し、又は使用しようとする1筆の土地が所在する市町村長に対して、土地調査及び物件調査の写しを添付した申出書を提出すること。
 - 3 第36条の2第5項の規定により、土地所有者及び関係人に対して同条第3項の規定による公告があった旨を通知すること。

その他の事務

- 1 土地改良法の規定による換地処分に係る登記及びこれに必要な代位登記の囑託
- 2 工事の施行に伴い取得し、又は処分した土地及び国土交通省所管の国有財産に係る登記の囑託
- 3 土地改良登記令（昭和26年政令第146号）の規定による登記の申請に当たり必要な理事等の資格証明書又は土地改良事業該当地証明書の交付
- 4 土地改良財産の境界確認に関する次に掲げる事務
 - ア 土地改良財産と隣接する土地との境界の確認
 - イ 土地改良財産に隣接する土地の地積訂正等に伴う同意
- 5 県が所有する土地改良財産の改築工事の承認
- 6 土地改良区又は土地改良区連合の役員の役員資格証明書の交付
- 7 漁港施設の境界確認に関する次に掲げる事務
 - ア 漁港施設と隣接する土地との境界の確認
 - イ 漁港施設に隣接する土地の地積訂正等に伴う同意
- 8 工事の共同施行に関する協議及び協定の締結
- 9 工事の受託施行に関する協議及び契約の締結
- 10 工事の施行に伴い取得する土地に係る不在者財産管理人又は相続財産管理人の選任審判を家庭裁判所へ申し立てること。
- 11 道路の境界確認に関する次に掲げる事務
 - ア 道路敷地と私有土地との境界の確認
 - イ 道路敷地に隣接する土地の地積訂正等に伴う同意

別表支庁の部を削る。

別表保健所の部犬による危害の防止に関する条例の項を削り、同部動物の愛護及び管理に関する法律の項各号を次のように改める。

- 1 第11条第2項（第13条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、動物取扱業の登録をした旨を申請者

に通知すること。

- 2 第12条第 2 項 (第13条第 2 項及び第19条第 2 項において準用する場合を含む。) の規定により、動物取扱業の登録を拒否した旨を申請者に通知すること。
- 3 第15条の規定により、動物取扱業者登録簿を閲覧に供すること。
- 4 第23条第 1 項の規定により、動物の管理の方法等を改善すべきことを勧告すること。
- 5 第23条第 2 項の規定により、必要な措置をとるべきことを勧告すること。
- 6 第23条第 3 項の規定により、勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。
- 7 第24条第 1 項の規定により、報告を求め、又は立入検査をすること。
- 8 第25条第 1 項の規定により、必要な措置をとるべきことを勧告すること。
- 9 第25条第 2 項の規定により、勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。
- 10 第25条第 3 項の規定により、市町村の長に対し、必要な協力を求めること。
- 11 第32条の規定により、必要な措置をとるべきことを命ずること。
- 12 第33条第 1 項の規定により、報告を求め、又は立入検査をすること。
- 13 第35条第 1 項の規定により、犬又はねこを引き取るべき場所を指定すること。
- 14 第35条第 3 項の規定により、市町村の長に対し、必要な協力を求めること。

別表保健所の部動物の愛護及び管理に関する法律の項の次に次のように加える。

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則 (平成18年環境省令第 1 号)

- 1 第 2 条第 3 項の規定により、必要と認める書類の提出を求めること。
- 2 第 5 条第 6 項の規定により、必要と認める書類の提出を求めること。
- 3 第10条第 1 項の規定により、動物取扱責任者研修の開催の日時、場所等を通知すること。
- 4 第15条第 3 項の規定により、必要と認める書類の提出を求めること。
- 5 第17条第 1 号口ただし書又は同号八ただし書の規定により、特定飼養施設の構造及び規模について観覧者等の安全性が確保されているものとして認めること。
- 6 第18条第 3 項の規定により、必要と認める書類の提出を求めること。

別表保健所の部危険な動物の飼養及び保管に関する条例の項を次のように改める。

島根県動物の愛護及び管理に関する条例 (平成18年島根県条例第21号)

- 1 第12条第 1 項の規定により、犬又はねこを引き取る日時等を定めること。
- 2 第12条第 2 項の規定により、引取りを求める理由等を確認すること。
- 3 第12条第 3 項の規定により、必要な助言を行うこと。
- 4 第13条第 1 項の規定により、犬を収容すること。
- 5 第14条の規定により、飼い主に通知すること。
- 6 第15条第 1 項の規定により、公示し、及び市町村の長に通知すること。
- 7 第16条第 1 項、第 2 項又は第 4 項の規定により、犬、ねこその他の動物を処分し、又は譲渡すること。
- 8 第16条第 3 項の規定により、保管が困難となった動物を処分すること。
- 9 第17条第 2 項の規定により、住民に対して周知すること。
- 10 第17条第 4 項の規定により、協力を求めること。
- 11 第18条第 4 項の規定により、特定動物を捕獲し、収容し、又は処分すること。
- 12 第19条第 1 項又は第 2 項の規定により、必要な措置を執るべきことを勧告すること。
- 13 第20条各項の規定により、必要な措置を執るべきことを命ずること。
- 14 第22条第 1 項の規定により、報告を求め、又は立入検査をすること。

別表保健所の部大気汚染防止法の項第 3 号中「第10条第 2 項 () の次に「第17条の12第 1 項及び」を加え、同項第 4 号中「第11条 () の次に「第17条の12第 2 項及び」を加え、「第18条の 5 第 1 項」を「第17条の12第 2 項及び第18条の13第 1 項」に改め、同項中第18号を第21号とし、第 8 号から第17号までを 3 号ずつ繰り下げ、第 7 号の次に次の 3 号を加える。

- 8 第17条の4第1項及び第17条の5第1項の規定による揮発性有機化合物排出施設の設置の届出並びに第17条の6第1項の規定による揮発性有機化合物排出施設の構造等の変更の届出の受理
- 9 第17条の7の規定による揮発性有機化合物排出施設に係る計画の変更又は廃止の命令
- 10 第17条の10の規定による揮発性有機化合物排出施設に係る改善又は一時停止の命令(第27条第6項の規定による協議を要するものを除く。)

別表保健所の部大気汚染防止法施行規則の項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- 2 第9条の3の規定による揮発性有機化合物排出施設の設置等の届出に係る受理書の交付

別表身体障害者授産センターの部及び知的障害児施設の部を削る。

別表農林振興センターの部土地改良法の項中第1号から第4号までを削り、第5号を第1号とし、同部島根県土地改良財産の処分に関する条例の項から海岸保全区域の占用等に関する規則の項までを削り、同部その他の事務の項中第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号及び第5号を削り、同項第6号中「が農林漁業金融公庫資金の貸付けを受ける場合」を「の役員」に改め、同号を同項第2号とし、同項第7号から第9号までを削る。

別表農業大学校の部島根県立農業大学校条例の項第2号及び第3号中「授業料」の次に「及び寄宿舎使用料」を加える。

別表花振興センターの部及び畜産技術センターの部を削る。

別表水産事務所の部島根県漁港管理条例の項中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

- 5 第12条第1項の規定による甲種漁港施設の占用等の許可の申請書の受理
- 6 第13条第4項の規定による甲種漁港施設の占用料の減免の申請書の受理

別表産業技術センターの部に次のように加える。

その他の事務

- 1 研究開発及び技術支援を行うために必要となる共同研究契約(相手への支払いが生じる場合は、その金額が2,000万円未満の契約に限る。)又は受託研究契約及びこれらの契約を締結するために必要となる秘密保持契約を締結すること。

別表土木建築事務所の部の表題中「土木建築事務所」を「県土整備事務所」に改め、同部道路法の項第1号中「第19号」を「第21号」に改め、同項第3号中「実施設計」を「実施計画」に改め、同号工中「道路」を「通路」に改め、同号オ中「交差」を「交差させ、」に改め、同項第4号ア中「電線」の次に「、変圧塔」を、「公衆電話所」の次に「、広告塔」を加え、同号アイ中「水道管」を「水管」に改め、「、かんがい用排水管」を削り、同号アロ中「日よけ、雨よけ」を「歩廊」に改め、同号アケを次のように改める。

ケ 通路、浄化槽その他これらに類する施設(地下街及び地下室を除く。)

別表県土整備事務所の部道路法の項第4号ア中「及び横断幕」を「、パーキング・メーター、幕及びアーチ」に改め、同号アに次のように加える。

ロ 高架の道路の路面下に設ける事務所、店舗、倉庫、住宅、自動車駐車場、広場、公園、運動場その他これらに類する施設

別表県土整備事務所の部道路法の項第7号中「土木建築事務所長」を「県土整備事務所長」に、「第27号」を「第31号」に改め、同項第28号中「第95条の2」を「第95条の2第1項」に改め、同号を同項第32号とし、同項第27号を同項第31号とし、同項第26号中「土木建築事務所長」を「県土整備事務所長」に改め、同号を同項第28号とし、同号の次に次の2号を加える。

- 29 第73条第1項の規定により、負担金等を納付しない者に対して督促を行うこと。

- 30 第73条第3項の規定により、負担金等並びに手数料及び延滞金を徴収すること。

別表県土整備事務所の部道路法の項中第25号を第27号とし、第14号から第24号までを2号ずつ繰り下げ、同項第13号中「第44条の2第5項」の次に「(第91条第2項において準用する場合を含む。)」を加え、同号を同項第15号とし、同項第12号中「第44条の2第4項」の次に「(第91条第2項において準用する場合を含む。)」を加え、同号を同項第14号と

し、同項第11号中「第44条の2第3項」の次に「(第91条第2項において準用する場合を含む。)」を加え、同号を同項第13号とし、同項第10号中「第44条の2第2項」の次に「(第91条第2項において準用する場合を含む。)」を加え、同号を同項第12号とし、同項第9号中「第44条の2第1項」の次に「(第91条第2項において準用する場合を含む。)」を加え、同号を同項第11号とし、同項第8号の次に次の2号を加える。

9 第40条第2項の規定により、道路占有者に対して、道路の原状の回復又は道路を原状に回復することが不適当な場合の措置について必要な指示をすること。

10 第43条の2の規定により、車両を運転している者に対し、道路の構造又は交通に支障が及ぶのを防止するため必要な措置をすることを命ずること。

別表県土整備事務所の部道路法の項に次の1号を加える。

33 第95条の2第2項の規定により、第45条第1項の規定により自動車専用道路に区画線を設け、第46条第1項の規定により自動車専用道路の通行を禁止し、若しくは制限し、又は自動車専用道路が他の道路に連絡する位置を定めようとするとき公安委員会に協議すること。

別表県土整備事務所の部島根県道路占用料徴収条例の項第1号並びに同部島根県道路管理規則の項第1号及び第5号中「土木建築事務所長」を「県土整備事務所長」に改め、同部電線共同溝の整備等に関する特別措置法の項第9号中「占用の」を「、占用の」に改め、同号を同項第10号とし、同項第8号の次に次の1号を加える。

9 第25条において準用する道路法第73条の規定による第7条第1項(第8条第3項において準用する場合を含む。)、第13条第1項又は第19条の規定に基づく負担金の徴収に関すること。

別表県土整備事務所の部島根県法定外公共用財産占用料等徴収条例の項第1号並びに同部島根県法定外公共用財産の占用等に関する規則の項第6号中「土木建築事務所長」を「県土整備事務所長」に改め、同部河川法の項第4号中「土木建築事務所」を「県土整備事務所」に改め、同項第13号中「土木建築事務所長」を「県土整備事務所長」に改め、同部島根県流水占用料等徴収条例の項第1号中「土木建築事務所長」を「県土整備事務所長」に改め、同部海岸法の項第1号中「第8号」を「第11号」に改め、「属するもの」の次に「及び農地に係るもの」を加え、同部港湾法の項第4号及び島根県港湾施設条例の項第3号中「土木建築事務所長」を「県土整備事務所長」に改め、同部島根県港湾施設条例施行規則の項第3号中「、完成届」を「又は完成の届出」に改め、同部港湾区域及び港湾隣接地域に係る占用料等に関する条例の項第1号中「土木建築事務所長」を「県土整備事務所長」に改め、同部地すべり等防止法の項第3号中「(同項第4号に係るものを除く。)」を削り、同項第4号及び第5号中「(土木建築事務所長の権限に属するものに限る。)」を削り、同項第7号中「及び」を「又は」に改め、同部急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の項第4号から第6号まで及び急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則の項第1号中「土木建築事務所長」を「県土整備事務所長」に改め、同部都市計画法の項第9号中「新築等」の次に「(開発審査会の議を経るものを除く。)」を加え、「(開発審査会の議を経るものを除く。)」を削り、同部租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務に関する規則の項第1号及び租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務に関する規則の項第1号中「土木建築事務所」を「県土整備事務所」に改め、同部島根県立都市公園条例の項第1号中「第3条ただし書」を「第2条ただし書」に、「正当な」を「、正当な」に改め、同項第2号中「第4条第1項第1号」を「第3条第1項第1号」に、「行為の」を「、行為の」に改め、同項第3号を削り、同項第4号中「第7条第2項ただし書」を「第4条第2項ただし書」に、「占用料等」を「、占用料等」に改め、同号を同項第3号とし、同項第5号中「第7条第3項」を「第4条第3項」に、「土木建築事務所長」を「県土整備事務所長」に改め、同号を同項第4号とし、同項第6号中「第8条第1項」を「第5条第1項」に、「処分」を「、処分」に改め、同号を同項第5号とし、同部土地区画整理法の項の次に次のように加える。

島根県営住宅条例

1 第64条第2項の規定により、駐車している自動車の移動その他必要な措置を命ずること。

別表県土整備事務所の部土地収用法の項の次に次のように加える。

土地改良法

1 第89条の2第2項において準用する第52条第5項前段の規定による会議の招集

2 第89条の2第6項の規定による一時利用地の指定並びに従前の土地に係る使用及び収益の停止

3 第89条の2第9項の規定による換地処分のお知らせ

4 第113条の3第1項又は第2項の規定による管轄登記所への届出

島根県土地改良財産の処分に関する条例

1 第5条の規定により、同条第2号及び第3号に掲げる場合について承認すること。

別表県土整備事務所の部その他の事務の項に次の3号を加える。

6 土地改良法の規定による換地処分に係る登記及びこれに必要な代位登記の嘱託

7 土地改良財産の境界確認に関する次に掲げる事務

ア 土地改良財産と隣接する土地との境界の確認

イ 土地改良財産に隣接する土地の地積訂正等に伴う同意

8 県が所有する土地改良財産の改築工事の承認

別表浜田河川総合開発事務所の部河川法の項第1号中「、第2項」を「から第3項まで」に改める。

別表高規格道路事務所の部その他の事務の項第1号中「取得」を「取得し、」に改める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、別表保健所の部犬による危害の防止に関する条例の項を削る改正規定、同部動物の愛護及び管理に関する法律の項各号の改正規定、同部動物の愛護及び管理に関する法律の項の次に動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の項を加える改正規定（第4号を除く。）及び同部危険な動物の飼養及び保管に関する条例の項の改正規定は、平成18年6月1日から施行する。